

福生町常任委員会條例案

第一條 本町會に常任委員会を置く

第二條 常任委員は會期の始めに 町會に於て選任し議員の仕期中在任する

議員は少くとも一箇の常任委員となる。但し二箇を超えざる常任委員となることか
できない。

第三條 本委員會は左の通りとしその 部門に属する 町の事務に関する 調査を行ひ議案

陳情等を審査する。

財政委員会

七名

厚生委員会

七名

教育委員会

七名

経済委員会

七名

振興委員会

七名

第四條 本委員會は 予算その他重要なる議案陳情等について公聴会を開き

眞に利害關係を有する者 又は常識経験を有する者等から意見を聴く

ことが出来る。

第五條

本委員會は町會の決議により特に付議された事件については町會中もなすこと

を審査することとせらる。

第六條

本委員会に委員会で送附された委員長及びその代理者各一名を置く。

第七條

委員長は委員会の議事を整理し秩序を保持する。

委員長代理は委員長事故あるときその職務を代理する。

第八條

委員会はその委員の半数以上の出席がなければ議事を開き議決することとせらる。

第九條

委員会の議事は出席委員の過半数で之を決し可決同数のときは委員長の決するところによる。

第十條

前項の場合に於ては委員長は委員として議決に加はる權利を有しない。

委員会は説明を聴くための所長、送附管理委員長及監査委員並に其の委任を受けた者の出席を求めることとせらる。

第十一條

委員会が議員の外委員長の許可を得た者が之を旁聴することとせらる。但し委員会の決議により秘密会とすることとせらる。

委員長は秩序保持のための傍聴人の退場を命ずることとせらる。

第二號議案

福生町吏員懲戒條例設定の件

福生町吏員懲戒條例別冊の通り設定するものとする。

昭和二十二年五月二日提出

福生町長 岸 徳次郎

昭和三十一年第四回町會會議錄

昭和三十一年四月十二日 福生町會と福生町役場に招集す
一 應招議員左の如し

第三番	平井初五郎
第五番	今里田伍
第九番	田村富十郎
第十一番	横田壽照
第十二番	森田廣助
第十五番	細谷喜藏
第十六番	野島海
第十七番	高橋角藏
第一番	森田誠堂

一 會議事件左の如し

一 議長選舉の件
二 加藤前助役に慰勞金贈呈の件

三 新制中學校設置の件

一 町長(岸徳次郎) 四月十二日午後一時開會を宣す
一 町制第四十六條に依り町長の委任を受け議事に參與する者左の如し

助役 神健太
書記 内田 勇

一本會の書記左の如し

囑託 内田 勇

一 議長(副議長) 平井初五郎) 四月十二日午後一時五分開議を宣告す

一 出席議員は應招議員に同じ
一 議長 本町會の會期を一日とする旨を報告す

日程 第一 議長選舉の件

一 議長(副議長 平井初五郎) 本件を議題とする旨を告ぐ
一 議長 前議長岸徳次郎君 町長就職のための議長を退職

しちめ 後任議長を選舉したる旨を述べ

一 第十五番(細右喜藏) 議員選舉を目標に控えておきて
副議長を議長代理として あらためて議長を選舉するの
要を述べ

一 議長(副議長 平井初五郎) 第十五番説に付採決せし全
員一致第十五番説に賛成確定す

日程 第二 加藤前助役に慰勞金贈呈の件

一 議長(副議長 平井初五郎) 本件を議題とする旨を告ぐ
一 第十六番(野島毎) 慰勞金は参十圓としたと述べ
一 議長第十六番説に付採決せし全員一致第十六番説に賛成
確定す

日程 第三 新制中學校設置の件

一 議長(副議長 平井初五郎) 本件を議題とする旨を告ぐ
一 町長(岸徳次郎) 本件は既に第三回町會に於て可決せる
議案に附随せるものなる旨の提呈理由の説明をなす

一、第五番（今里田伍）本件は既に可決せるものと今一内容につき、異議なき旨を述べ

一、議長第五番議に付採決せしき全員一致賛成確定す

會議録署名議員選舉

一、議長（副議長平井初五郎）選舉は指名推薦に依り指名者を議長と爲す旨を會議に諮る

一、議長 異議なきにつき指名推薦に依ることと決する旨を告ぐ

一、議長 左の者を指名一名毎に會議に諮り異議なく決す

野島 毎 今里田伍 田村富十郎

一、議長 會議を開づる旨を宣告す

一、議長（副議長平井初五郎）第四回町會の開會を宣告す

干時 午後二時

右會議の顛末を記載し其の相違なきことを證する爲
茲に署名す

昭和二十二年四月十二日

町會議長代理副議長 平井初五郎

町會議員 野島 毎

今里田伍

田村富十郎

昭和三十一年第五回町會會議錄

昭和三十一年五月五日 福生町會五福生町役場に招集す
一應招議員左、如し

第一番	並木竹松
第二番	兒島信一
第三番	井梅彌十郎
第四番	田村幾太郎
第五番	横田壽照
第六番	天野由三
第七番	田村信
第八番	高橋角藏
第九番	村尾昌三
第十番	杉森真
第十一番	加藤市藏
第十二番	高水藤太郎

一 會議事件 左。如し

第十三番	設樂美短
第十四番	川窪金吉
第十五番	田村福一
第十六番	高橋三郎
第十七番	田村宇一
第十八番	森田幸藏
第十九番	森田誠重
第二十番	羽村榮吉
第二十一番	村野喜平
第二十二番	平井初五郎
第二十三番	井上岩次郎
第二十四番	貫井伊作
第二十五番	磯村武夫
第二十六番	田村利一

一 正副議長選舉の件

二 福生町事務分掌條例改定の件

一 町長(岸徳次郎) 五月五日午前九時開會を宣す
一 地方自治法第百三十一條。規定により議長の請求により出席したる者 左。如し

町長	岸 徳次郎
助役	神 健太
書記	内 田 勇

大野 忠一

一本會の書記 左。如し

囀 詔 内 田 三男

一 臨時議長(年長議員高水藤太郎) 五月五日午前九時十分開議を宣す

一 出席議員 左。如し

並木竹松 兒島信一 井梅彌十郎 田村幾太郎

横田善照	天野由三	田村	信	高橋角藏
村尾昌三	高橋角藏	村尾昌三	杉森	眞
加藤市藏	高水藤太郎	設楽美知	川窪金吉	
田村福一	高橋二郎	田村宇一	森田幸藏	
森田誠重	羽村榮吉	村野善平	平井初五郎	
貫井伊作	磯村武史	田村利一		

一臨時議長 町會々議規則第十條により議席。抽籤を行ふ旨を告り
書記としてくじを作製。各議員に抽出せしめ。議席を決定す

一臨時議長 本町會。會期を一日とする旨を告ぐ

日程第一 正副議長選舉の件

一臨時議長(年長議員高水藤太郎)本件を議題とする旨を告ぐ

一臨時議長 議長選舉を行ふ旨を告り投票用紙を配布す

一臨時議長 投票終了に付其の結果を報告す

有効投票 二十四票

無効投票 五票

有効投票の内 得票者の氏名及其得票数左の如し

二票	加藤市藏
三票	高水藤太郎
一票	高橋角藏
一票	横田善照

一臨時議長 有効投票の最多數を得たる 加藤市藏は法定得票数
を票二分五厘を超えたるに因り當選者とする旨を述べ

一第四番(田村幾太郎) 正副議長はその所属黨籍を離脱すべきことを決
議せられしと緊急勸議を提出す

一臨時議長 第四番の勸議につき 賛成者三人以上と認め採決する旨を告
げ 勸議賛成者に舉手を命ず

舉手者 二四名

一臨時議長 第四番の勸議成立を報告し 議長席へ退く

一議長(加藤市藏) 議長席へ著き之より議長職務を執る旨及び
次議に基き日本社会党より離党する旨を告ぐ

一議長 副議長、選舉を行ふ旨を告げ投票用紙を配布す
一第三番(井上岩次郎) 出席議長の許可を得て着席す

一議長 投票終了につき其の結果を報告す

有効投票 二票

無効投票 五票

有効投票の内得票者の氏名及其の得票数を次の如し

十二票 平井初五郎

大票 横田壽照

四票 高橋海藏

三票 高水藤太郎

一票 森田幸藏

議長 有効投票の最多数を得法定得票数七票五分を超えたる平井初五郎を當選者とする旨を告ぐ

日程 第二 福生町分庁事務條例改定、件

一議長(加藤市藏) 本件を議題とする旨を告ぐ

一町長(岸徳次郎) 本件は従来義務規程により規定されておたものであるが地方自治法により條例を以て定めるべき旨規定せられたるを機に、及場機橋が飛躍的に拡大され事務處理上や、遺憾の点が見られるので本條例を改定し、以て事務的確を期せんとするものであると、その提案理由を説明す

一議長 第二讀會を開く旨を告ぐ

一議長 第二讀會を開くや否に付會議に諮り、全員異議なきにつき第二讀會を開く旨を告ぐ

一第三番(田村福一) 統計調査関係、分掌事項

一第三番(貫井伊作) 文化関係、分掌事項

一第三番(磯村武夫) 土木関係、分掌事項 に至るは質問あり
町長及内田書記より答辨す

一第三番(平井初五郎) 審議打切の動議あり成立したるも少数にて否決せられたり

一議長 異議なきにつき第三讀會を開く旨を告ぐ

選舉書

選舉第二號

町會議長當選者

福生町大字福生二二三番地

加藤市藏

町會副議長當選者

福生町大字熊川六番地

平井初五郎

昭和三年五月五日選舉

福生町會議長

加藤市藏

